

- ・前年度実績が6か月以上ある事業所は、①又は②のいずれかにより算出してください。
- ・前年度実績が6か月未満の事業所は、②により算出してください(①による届出はできません)。

① 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1か月あたりの実績の平均については、実利用者数または延べ利用者数により算出すること。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)		要介護3以上の利用者数	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
合計	(a)		(b)	

要介護3以上の者の占める割合

(b) / (a)

≥ 30%

② 前3月の実績の平均

届出日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、実利用者数または延べ利用者数により算出すること。

※②により算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)		要介護3以上の利用者数	
月				
月				
月				
合計	(a)		(b)	

要介護3以上の者の占める割合

(b) / (a)

≥ 30%

【算定要件】

次のいずれにも適合すること。

- ①人員基準における看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保
- ②前年度(3月を除く。)または届出日が属する月の前3月の実利用者数または延べ利用者数のうち、要介護3、要介護4または要介護5の者の占める割合(1月当たりの実績の平均)が30%以上
- ③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置(他の職務との兼務不可)